

政務調査費の交付・審査手続

担当課：議会事務局 総務課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 政務調査費 議員が職責・職務を果たすために行う政務調査活動を支えることを目的に交付される経費である。 知事は、毎月、会派及び議員（以下「議員等」という）に政務調査費を交付し、議員等は、使途の透明性を図り、住民に説明する責任を果たすために、収支報告書、会計帳簿等の写しを議長に提出する。 議長は、政務調査費の適正な運営を期すため、年2回以上、収支報告書及び会計帳簿等の写しの確認を行うとともに、必要に応じ、使途基準に従い使用されているかを検査する。 「政務調査費の手引き」では、使途基準の考え方や運用指針、提出書類の様式及び記載例などを説明している。</p> <p>2 使途の基本原則等 (1) 実費に充当することを原則（実費弁償の原則）としたうえで、必要性・妥当性、証拠主義、透明性の三原則を満たすものとするのが基本原則である。 (2) 費用項目ごとに使途基準を規定している。 (3) 人件費や事務所費などは政務調査活動とその他の活動の使用実態に応じた按分が必要である。 (4) 4月から3月の経費支払いが対象である。但し、翌年度支払分を未払費用として計上し、当該年度分に充当することも可能である。</p> <p>3 議長が行う検査等の実施方法 (1) 議会事務局職員による書類確認 ア 全議員等から提出された全ての書類を確認する。 イ その際、支出に疑義あるものや誤記があるもの等については、直接議員本人等に確認するとともに、必要に応じて追加資料を求め、使途基準に合致しているか確認する。 (2) 大阪府政務調査費検査等協議会による検査</p>	<p>1 平成24年度の政務調査費の対象経費として、13か月分（平成24年4月支払分から平成25年4月支払分まで）の人件費等を計上しているものがあった。</p> <p>2 収支報告書に添付されている証拠書類が不備なものがあった。(17件) ・ レシートの日付が過年度の日付 ・ 領収書ではなく請求書が添付 ・ 会計帳簿の表題部に記載する年の誤記 ・ 添付の領収書が不鮮明 など</p> <p>3 経費の按分率の妥当性や事務所費における生計同一親族間での賃貸でないことは、添付書類だけでは確認できなかった。 なお、この点については、昨年度の監査委員意見も踏まえ、平成25年度分から下記の改善が行われた。 平成24年9月に地方自治法の改正があり、政務調査費の名称が「政務活動費」に改められるとともに、議長は、その使途の透明性の確保に努めることとされ、大阪府政務調査費の交付に関する条例等も所要の改正を実施。併せて事務所費、人件費については、様式を見直した。 ・ 事務所状況報告書様式に事務所の賃貸借契約先・他用途との兼用形態・同一生計親族間の賃貸借の欄、職員雇用状況報告書様式に雇用契約書などの保管書類についての欄を追加し、議員等が自ら明記する。 ・ 事務所状況報告書並びに職員雇用状況報告書の様式に按分率の算定根拠（面積や時間での区分）についての欄を追加し、議員等が自ら明記する。 ・ 議員等は個人情報等のマスキングなしで提出する。</p>	<p>1 現行のルールでは、各年度の対象経費の計上時点について、「発生時」と「支払時」の両方を認めるルールとなっており、議員間で年間計上額の取扱いにばらつきが生じている。</p> <p>2 事務局監査後すみやかに是正されたものもあるが、細かな点を含め書類の不備を無くするためのチェックが課題である。</p> <p>3 政務調査費の執行については、議員等が自ら基本原則を満たすことの説明責任を果たすことが基本である。 経費の按分率や生計同一親族間での賃貸でないことについて、客観的な証拠書類の提出が困難な場合があるなど、証拠主義の原則の徹底には一定の限界がある。 そのような中で、政務調査費検査等協議会での議論も経て、平成25年度分からの報告様式の見直し等を行い、一定の改善を図っているが、今後さらに使途の透明性を高めていくことが課題である。</p>
<p>事務事業を所管する議会事務局の見解</p>		

<p>ア 議員等のうちから一部を抽出し、提出書類を検査する。 イ 提出書類の検査とともに、必要に応じて学識経験委員が対面調査を実施する。(実績なし)</p> <p>4 平成 24 年度監査の委員意見 (抜粋) 公金である政務調査費について、適正な審査を行うとともに、府民への説明責任を果たすため、「使途基準の三原則」に則した、社会的妥当性のある客観的かつ統一的な証拠書類を求めるなど、手引きの点検・見直しを図られたい。</p>	<p>1 政務調査費制度は、地方自治法が定める二元代表制の地方自治制度の中で、議会の自主性、自律性を尊重する制度となっている。 地方自治法に基づき、「大阪府政務調査費の交付に関する条例」及び「大阪府政務調査費の交付に関する規程」等において、使途基準、議員等の収支報告書提出、住民への説明責任、議長の調査権等を定めているところである。</p> <p>2 議会においては、平成 24 年度の地方自治法改正で、「政務調査費」から「政務活動費」となったことにより、平成 25 年 3 月に条例・規程・手引き等の改正を行った。その際、平成 24 年 9 月の監査委員意見を踏まえ、特に事務所費、人件費については、より説明責任が果たせるよう様式を大幅に見直した。</p> <p>3 議会としても透明性の向上のための取り組みを進めており、議会事務局としても、今後さらに検査・確認の精度を高めていく。</p>
---	--

委員意見

地方自治法の改正により、政務調査費が政務活動費に改められ、「使途の透明性」の確保に努めることが明記された。そのため、政務活動費の執行に当たっては、対象経費の計上時点に関する統一的なルールの検討や、書類確認の一層の徹底に留意した審査を行うとともに、必要に応じて政務活動費検査等協議会による対面調査の実施を促すなどにより、議員等が自らの説明責任をより一層果たされるよう制度の充実に積極的に取り組まれたい。

措置の内容

- 1 計上時点に関する統一的なルールの検討
平成 26 年 1 月の政務活動費検査等協議会において、適正な会計という観点から、計上時点に関するルールを統一するため協議を行い、以下のとおり決定した。
(計上時点)
人件費を翌月払いとしている場合は、毎年度末、当該年度の 3 月の政務活動費に、その年度の 2 月分と 3 月分(未払金計上)の 2 か月分を計上し、年度ベースで勤務月数と同月分(年間通じて雇用されている場合は 12 か月分)の人件費を計上する。
(開始時期)
平成 26 年度より実施
- 2 確認作業の精度向上の取り組み
平成 25 年度上半期の収支報告書の確認作業より 以下の取り組みを実施した。
(1)「収支報告書チェックリスト」の作成、配布
平成 25 年 10 月の政務活動費検査等協議会において作成した「収支報告書チェックリスト」(63 項目)を会派・議員に配布し、書類提出にあたり不備がないか確認を行うよう要請した。
また、事務局においても、チェックリストをもとに不備がないか確認を行うこととした。
(2)事務局による書類確認の更なる徹底
これまでの主担当者、副担当者による確認作業に加えて、監査から指摘のあった点も無くすため、非常勤職員も含めてチェックを行うこととし、確認作業の更なる精度向上を図ることとした。
- 3 使途の透明性の更なる向上
平成 25 年度より、収支報告書等は個人情報等のマスキングをせずに提出することに変更しており、検査は一切マスキングが無い収支報告書で行うこととした。
これらにより一層の透明性の確保と議員等の説明責任の向上を図った。